

倶知安町地域公共交通活性化協議会規約

平成 20 年 3 月 6 日

改正 平成 21 年 7 月 31 日

改正 平成 22 年 7 月 9 日

改正 平成 23 年 6 月 23 日

改正 平成 27 年 5 月 26 日

改正 令和 5 年 10 月 23 日

(設置)

第 1 条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき地域公共交通総合連携計画（以下「計画」という。）の作成に関する協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うため、協議会として設置する。

2 この協議会は道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に規定する地域公共交通会議の性格を有するものとする。

(名称)

第 2 条 この会の名称は、倶知安町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第 3 条 協議会の事務所は、倶知安町北 1 条東 3 丁目 3 番倶知安町役場庁舎内に置く。

(目的)

第 4 条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における取組を総合的かつ効率的に推進することを目的とする。

(協議事項等)

第 5 条 協議会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の作成及び計画の変更に関すること。
- (2) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第6条 協議会は、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成し、
倶知安町長が委嘱する。

- (1) 国土交通省北海道運輸局札幌運輸支局 首席運輸企画専門官
- (2) 一般乗合旅客自動車運送業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送業者
- (4) 一般乗合旅客自動車運送業者が組織する団体
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 北海道後志総合振興局長又はその指名する者
- (7) 道路管理者
- (8) 北海道警察
- (9) 住民又は利用者の代表
- (10) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
- (11) 倶知安町長が指名する倶知安町職員

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査員 2人

3 会長、副会長及び監査員は相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 委員のうち行政機関の職員については、その職にある期間とする。
- (2) 前号以外の委員については、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残存任期とする。
- (3) 委員は再任できる。

(会長)

第8条 会長は、倶知安町長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査員を委員の中から任命する。

(副会長)

第9条 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。

(監査員)

第10条 監査員は、協議会の会計監査を行う。

2 監査員は、会計監査の結果を協議会の会議において報告する。

(事務局)

第 1 1 条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、倶知安町総合政策課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、倶知安町総合政策課長をもって充てる。

3 事務局員は、倶知安町総合政策課職員をもって充てる。

4 前項に定めるもののほか、協議会の運営そのほか事務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の会議の運営等)

第 1 2 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の決議の方法は、会議出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

7 協議会で決議した事項について、委員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会の設置)

第 1 3 条 協議会は、計画の実施等にあたり、幹事会を設置することができる。

2 幹事会の名称、構成員、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 1 4 条 協議会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第 1 5 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わるものとする。

2 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これに充てなければならない。

3 前項に定めるもののほか、協議会の予算の編成及び現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第 16 条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散をもって打ち切り、
会長が清算する。

(規約の変更)

第 17 条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規約は、平成 20 年 3 月 6 日から施行する。
- 2 設置時の委員の任期は、第 7 条第 1 項第 2 号の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規約は、平成 21 年 7 月 31 日から施行する。
- 4 この規約は、平成 22 年 7 月 9 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 23 年 6 月 23 日から施行する。
- 6 この規約は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。
- 7 この規約は、令和 5 年 10 月 23 日から施行する。